

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険に係る保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和3年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に係る保険給付に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等が必要な人に対して、保険医療サービス・福祉サービス(以下この評価書において「介護保険サービス」という。)を提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年に創設された社会保険制度である。</p> <p>保険給付に関する事務は、介護保険法に基づき、要介護認定を受け、要介護状態又は要支援状態と判定された被保険者に対し、介護給付又は予防給付の支給並びに地域支援事業を実施する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務において利用する。</p> <p>(1)現物給付事務 要介護(要支援)認定を受けた被保険者が、指定事業所で介護保険サービスを利用した場合、神奈川県国民健康保険団体連合会を通じて、事業所に給付費の支給を行う。</p> <p>(2)償還給付事務 要介護(要支援)認定を受けた被保険者が、介護保険サービスを利用し、その費用を支払った場合、被保険者の申請に基づき、区役所から被保険者へ給付費の支給を行う。</p> <p>(3)高額介護サービス費等支給事務 世帯が1か月間(または1年間)に支払った介護保険サービスの自己負担額の合計が一定額を超えた場合に、超えた金額を高額介護サービス費(年間高額介護サービス費等)として、区役所から被保険者へ支給する。</p> <p>(4)高額医療合算サービス費等支給事務 世帯が1年間に支払った介護保険サービス及び医療保険の自己負担額の合計が一定額を超えた場合に、超えた金額を高額医療合算サービス費として、区役所から被保険者へ支給する。</p> <p>(5)介護サービス利用状況のお知らせ送付事務 介護保険サービス利用者に利用したサービス内容や給付額について通知する。</p>
③システムの名称	介護保険システム1(給付マスタ)、介護保険システム1(資格マスタ)、介護保険システム1(介護税情報マスタ)
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(給付マスタ)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条別表第一の68(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)</p> <p>(2)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項の主務省令で定める事務を定める命令第50条第3号(介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務)、第7号(介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務)、第14号(介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第8号別表第二 2項、3項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、94項、97項、108項、109項、120項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第12条の3第1項、 第15条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、 第30条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、 第44条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項</p> <p>【照会】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第8号別表第二 93項、94項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項、第47条第1項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4255
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(6)情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。第9条及び第19条情報の提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 (7)情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣府の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	統合番号連携システム及び中間サーバー	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(4)統合番号連携ファイル	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 1項(健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務)、2項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、3項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、4項(船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務)、6項(船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付に関する事務)、8項(児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務)、11項(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務)、26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)、30項(社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務)、33項(私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務)	【提供】 (1)番号法第19条第1項第7号別表第二 2項、3項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、33項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	39項(国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務)、42項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、56の2項(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務)、58項(地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務)、61項(老人福祉法による福祉の措置に関する事務)、62項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務)、80項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)、90項(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務)、108項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務)	39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、94項、97項、108項、109項、120項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号、3号ロ、8号ハ、第3条第3号、4号ロ、9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、5号ロ、 第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、2号ロ、6号ロ、第24条の2第1号、3号ハ、7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、4号ハ、8号イ、第32条第1号ハ、2号ハ、3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号ロ、第44条第1号レ、第49条第2号ハ、第55条第1号ニ、2号ロ、8号ロ、9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第12条の3第1項、第15条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、第30条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、第44条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 93項(介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務) 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項第5号、第47条第1項第3号、4号、5号、6号、16号	【照会】 (1)番号法第19条第1項第7号別表第二 93項、94項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項、第47条第1項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	粟屋 しらべ	介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4253	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4255	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第7号別表第二 2項、3項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、94項、97項、108項、109項、120項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第12条の3第1項、 第15条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、 第30条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、 第44条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項</p> <p>【照会】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第7号別表第二 93項、94項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項、第47条第1項</p>	<p>【提供】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第8号別表第二 2項、3項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、94項、97項、108項、109項、120項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第12条の3第1項、 第15条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、 第30条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、 第44条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項</p> <p>【照会】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第8号別表第二 93項、94項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項、第47条第1項</p>	事後	重要な変更該当する項目ではないため